

横須賀法人会 ニュース みなと

MINA TO

CONTENTS

- **第40回全国大会鹿児島大会開催
令和7年度税制改正に関する提言を発表**
- **委員会の紹介**
総務委員会・組織委員会・厚生委員会
税制委員会・事業研修委員会

NO.
307
2024.11

法人会
**消費税期限内納付
推進運動**



ソレイユの丘 相模湾を臨む「長井海の手公園」ソレイユの丘では、秋に約2万本のコスモスが丘一面に咲く。秋の青空とのコントラストが美しい。
(写真／稲毛 敦子)

第40回 法人会全国大会鹿児島大会開催 令和7年度税制改正に関する提言を発表

10月3日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第40回法人会全国大会」が、鹿児島県鹿児島市城山ホテルで開催され、全国から1,500名の各会代表が集った。

当会からは、小池克彦会長、高橋秀一副会長、鈴木透副会長、鈴木孝博副会長、林秀海理事、久保田康雄理事、堀川将史理事らが出席して大会式典、税制改正に関する提言の発表などに参加した。

大会冒頭、全法連小林栄三会長は、「この大会は、法人会の『税制改正に関する提言』の内容を発表する場であるとともに、全国の法人会会員が一堂に会し、交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に、年に1回各地で開催しております。

私たち法人会は、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体』として、税制に関する建設的な提言や子ども達への租税教育など、『税』を中心とした公益的な幅広い活動を全国的に展開しています。

我が国の経済は、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫り、大きな転換期を迎えています。

しかし、少子高齢化と人口減少に伴い、中小企業では全国的に人手不足が深刻化しています。こうした構造的な課題の解決に向けては、デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められます。

そして、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っており、地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援が欠かせません。

しかし、主要先進国で最も悪化していた我が国の財政状況は、今回のコロナ禍を経て債務残高がさらに増加しています。日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも財政健全化は国家的な課題であると改めて認識し、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要です。

さらに、日本銀行は本年3月に異次元の金融緩和を終了して17年ぶりとなる利上げに踏み切り、7月には追加利上げを実施しました。『金利のある世界』への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のためにも新たな財政再建目標の策定が急務です。

法人会では、こうした点を踏まえ、『税制改正に関



挨拶する全法連小林栄三会長

する提言』を取りまとめたところであり、その趣旨が理解され、提言が実現されることを強く求めています。皆様方の力強いご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。」と述べた。

令和7年度 税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- ・財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

- ・「金利のある世界」が現実到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。
- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果の不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- (2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしてい

る。医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。
 - ・社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - ・中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。
 - ・配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。
- (1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。
- (3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育

令和7年度税制改正スローガン

- ・「金利のある世界」が到来。
新たな財政再建目標の策定を!
- ・企業への過度な保険料負担を抑制し、
経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- ・人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業の活性化に資する税制措置を!
- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手。
本格的な事業承継税制の創設を!

所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

- (4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

- ・国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。
 - ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。
- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

- ・政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具

体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

- ・国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

- ・着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や、下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。
- ・人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

- ① 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。



鹿児島大会に参加した皆さん

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者任せられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

- ・中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

- ・政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

(1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必

要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

- ### (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- ・また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

委員会の紹介

組織
委員会



総務委員会
組織委員会
厚生委員会
税制委員会
事業研修委員会

会員をサポートしています

各委員会は、法人会の活動をサポートするため、専門性に分かれた委員会活動に取り組んでいます。各委員会と連携して、総会や理事会のみならず各地区会、各支部会からの意見も、各委員会にて意見交換されておりますので、法人会へのご意見・ご要望がございましたら、法人会事務局まで、お問い合わせ頂ければ幸いです。

「法人会は会社の町内会です！」をモットーに、経営者の皆様をサポートしてまいります。

総務委員会



第12回通常総会時講演会のようす

委員長：立石 文彦

副委員長：望月 真澄、吉原 雅人、二塚 雅則

総務委員会では、会員の皆様からの大切な会費や資産を管理して、予算決算財務や、諸規則の立案等を担当し、理事会や総会を開催して皆様にご報告することを責務としています。また、事務局の運営や、渉外等、他の委員会の所掌に属さない課題にも取り組み、法人会の事業が円滑に実施できるよう臨機応変な姿勢で会員の皆様をサポートさせて頂いています。

組織委員会



ただ今「会員増強月間」で法人会の魅力を発信中
一社でも多くの仲間を増やしてより楽しい活動を

委員長：飯野 茂

副委員長：加藤 隆史、阿部 一也、堀川 将史

組織委員会では、横須賀・三浦の経営者（会員）及び賛助会員の皆様が、持続可能な経営と、楽しくも有意義な法人会での活動ができるように、多様なコンテンツを提供して会員の皆様をサポートしております。新入会員を紹介する新入会員の集い、ゴルフコンペ等の会員交流、各委員会や地区会と連携をしての清掃活動や献血等の社会貢献活動、仲間を増やす会員拡大の企画等、「法人会は会社の町内会です！」というスローガンを掲げて、これからも会員の皆様をサポートしてまいります！

厚生委員会



充実した各種厚生制度は会員の大きなメリットです。ぜひご活用ください。

委員長：小澤 長幸

副委員長：宮永 修一、日吉 修、加藤 源一

厚生委員会では、生活習慣病検診や、インフルエンザ予防接種の実施など、健康経営をサポートする福利厚生の充実や、社長や家族、従業員を万が一から守る、法人会独自の各種制度商品をご提案するなど、あらゆる角度から会社と社長を応援しています。また、大手レジャー施設や県内会員企業をお得に利用できる「会員優待サービスブック」を発行しています。引き続き、会員企業の皆様の成長と発展に寄与できますよう、皆様のサポートに努めてまいりますので、ぜひお気軽にご相談ください。

税制委員会



横須賀・三浦両市長に要望書を提出

委員長：福西 定敏

副委員長：鈴木 弘毅、竹内 範和、阿部 敏博

税制委員会では、全会員対象に行うアンケートの結果を反映して、毎年の税制改正要望事項を取りまとめ、全法連や県法連に提出しています。法人会は、全国70万社会員の声を直接国や政党、諸官庁、また自治体へ届け、長年毎年の税制改正に大きな役割を果たしてきました。

また、全国、県の法人会が主催する税制セミナーに参加して、毎年変わる税制に対応するべく、近年では特にインボイス、電子帳簿、定額減税等々の周知や研修会の開催など、会員の皆様のサポートをさせて頂いています。

公平で健全な税制の実現を目指して、法人会の大事な使命の一翼を担っている委員会だと自負しています。

事業研修委員会



米海軍音楽隊コンサートのステージ

委員長：久保田 康雄

副委員長：勝見 慎一、杉本 彰宏、篠田 敬助

事業研修委員会では、税務署や税理士会のご協力を得て、決算法人説明会や、源泉所得税講習会、年末調整説明会等、企業の経営に役立つ税の知識や最新の情報をご提供しています。また、毎年各界より著名人を講師に迎えての講演会や、「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」等を開催し、広く一般市民にも公開しています。「海岸美化運動」や「よこすか産業フェス」へも積極的に参加して、地域に根差した社会貢献活動にも取り組んでおります。



常に地域の皆さんと共に



9/3. 4. 5 秋の交通安全運動通学路誘導
中央第1地区会（於：大滝町・小川町周辺）



9/18 親睦旅行会 南西地区会（於：明治神宮）



9/21 献血活動
南部地区会（於：京急久里浜ウイング前）



9/30 福利厚生制度推進連絡協議会並びに
会員増強月間決起大会（於：メルキュールホテル）



10/6 よこすかさかな祭り2024
中央第2地区会（於：横須賀魚市場）



10/13 荒崎海岸クリーンフェスタ
西部地区会（於：荒崎海岸なんやの浜）

知れば知るほど お得が満載！

**社長も社員もつかえるハッピーなサービス
会員優待サービスブックを活用しましょう！**

Webサイトはこちらから <https://houjinkai.kanagawa.jp>

会員限定パスワードは事務局までお問合せ願います



横須賀税務署 確定申告アルバイト募集

勤務地	神奈川県横須賀市新港町1-8横須賀地方合同庁舎
仕事内容	・スマートフォンを用いた確定申告書作成の補助 ・パソコン（エクセル・ワード等）を用いた簡易なデータ入力 ・一般行政事務の補助等 (各種書類の整理、提出書類の受付、郵便物の受付)
資格等	ワード・エクセル等のパソコン基本操作ができる方、高校卒業程度の知識を有する方
賃金	時給1,170円 ※ 給与法改正等により変更される場合があります。
雇用期間	令和7年1月下旬から令和7年3月31日まで
時間等	月曜日から金曜日（週5日、祝日除く） ① 9:30～16:00（5.5h、休憩1h） ② 10:30～17:00（5.5h、休憩1h） ③ 8:30～12:30（4.0h） ④ 8:45～12:45（4.0h） ⑤ 12:30～17:00（4.5h） ※ 指定の日曜日に出勤していただく場合があります。
通勤手当	原則として実費相当額を支給
連絡先	(電 話) 046-824-5500 (担当者) 総務課 木村（きむら） 内線4203 ※ 自動音声案内に従い「2番」を選択した後、担当者名と内線番号をお伝えください。



国税の納付は、簡単・便利な キャッシュレス納付で！

選べる納付手段

振替納税

ダイレクト納付

インターネットバンキング等

クレジットカード納付

スマホアプリ納付



キャッシュレス納付の**3つ**のメリット！

- ① 自宅やオフィスから納付可能！
- ② スマホやPCで簡単手続き！
- ③ 現金管理の効率化！



各納付方法の詳細は、
国税庁ホームページを
ご確認ください。



納税証明書は、スマホで請求！ スマホで受取！



③ステップで簡単請求!!

① 自宅やオフィスで請求

② 電子申請

③ 電子発行・受取

さらに、納税証明書を
電子データ(PDF)で
受取ると・・・

- 請求から受取まで非対面でできる！
- 手数料がオトク！
- 書面として何枚でも印刷して使える！
- ダウンロードした電子データは何度でも使える！



詳しくはこちら





デジタルインボイス

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 中島 健吾



e-invoice（デジタルインボイス）とは『システムによる自動処理が可能な構造化されたデータ』と定義されたグローバルでの共通認識とされており、「紙」のインボイスをPDF等で「電子化」した電子インボイスとは一線を画すものである。

Peppol（Pan European Public Procurement Online「ペポル」）と呼ばれるインボイスの国際標準仕様をベースに、日本のデジタルインボイスの標準仕様「JP PINT」を策定し、国内外の数多くのプロバイダーが、それを用いたサービスの展開を進めている。

Peppolは、請求書などの電子文書をネットワーク上でやり取りするためのグローバルな標準仕様で、Open Peppolというベルギーの国際的な非営利組織が管理しており、欧州各国だけでなく、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポールなど30か国以上で利用されている。

Peppolは「4 コーナーモデル」（図1 参照）というアーキテクチャを採用し、ユーザーは各アクセスポイント（C1～C4）を通じてPeppolネットワークに接続する全てのユーザーとデジタルインボイスをやり取りすることができる。

この仕組みを利用すると、請求書を電子的に作成し、Peppolアクセスポイントを通じて送信することで、相手方に届けることが可能となる。インボイス制度開始後は、Peppol対応システムを

使って適格請求書をやり取りし、受領者はそのデータを業務システムや会計システムに連携して、請求書処理を自動化させることが考えられる。

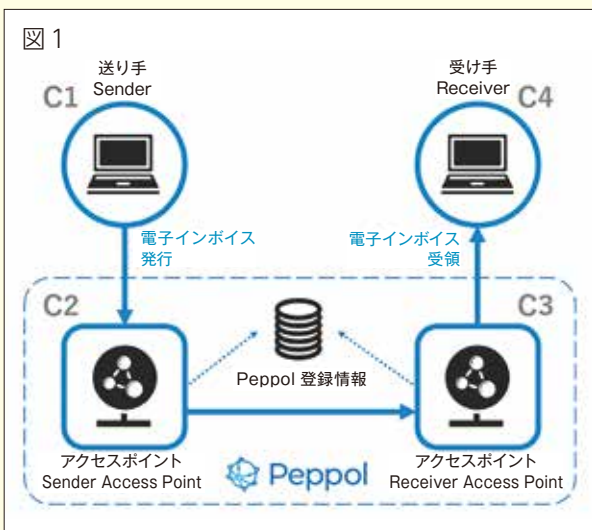
日本のデジタルインボイスの標準仕様である「JP PINT」は、売り手のアクセスポイント（C2）と買い手のアクセスポイント（C3）との間でやり取りされるデジタルインボイスの仕様で、適格請求書（Peppol BIS Standard Invoice JP PINT）、仕入明細書（JP BIS Self Billing Invoice）、区分記載請求書（JP BIS Invoice for Non-tax Registered Businesses）の標準仕様がOpen Peppolのウェブサイトにて公開されている。

この仕様は適格請求書や仕入明細書の記載事項を満たすことができるよう設計されているため、やりとりしたデータセットを電帳法の電子取引の保存要件に準じた方法で保存することが必要となる。

現在、事業者のバックオフィス業務は紙を前提としたアナログなプロセスが多く、効率化や生産性向上の妨げとなっており、この問題を解決する一つの手段として、紙を単に「電子化」するだけではなく、デジタルを前提に業務プロセス自体を見直す「デジタル化」が必要とされている。

デジタルインボイス推進協議会（E-Invoice Promotion Association「EIPA（エイパ）」）は、デジタルインボイスの普及を通じて、事業者のバックオフィス業務全体のデジタル化を推進し、効率化や新しい価値の創出を目指している。請求プロセスのデジタル化は、契約や受発注などの前段階プロセスのデジタル化も促進し、取引全体のデジタル化が期待される。

令和5年10月に開始されたインボイス制度、並びに令和6年1月に義務化された電子帳簿保存法の改定による電子データ取引の保存義務への対応が必須となる中、デジタルインボイスの導入により手作業の削減、自動化の促進、コスト削減など様々な業務効率の改善が期待されており、経理業務の大きな転換点となりえるか今後の動向に注目したい。



出典 デジタルインボイス推進協議会
HP (<https://www.eipa.jp/peppol>)



にせ税理士に注意!!

にせ税理士に注意してください！
東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階
TEL 046-824-4193

新 会員紹介

(令和6年7月～10月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
近くの会員企業を利用しましょう

支 部	法 人 名	代表者名	所 在 地	電 話	業 種
中央第1地区会					
本町	YTT(株)UQスポット コースカベイサイド横須賀店	松尾 悟	本町2-1-12-3F	854-4311	KDDI販売代理店
大滝小川	(株)FIND VALUE	菱田 好孝	小川町10-1101	080-3279-5626	小売業(リユース買取業)
南西地区会					
池上	(株)桃の木	吉野 忍	平作2-8-11-3	876-9084	飲食業
東部地区会					
根岸	(株)あんず	反町三紀子	根岸町5-18-19	850-6115	福祉事業
根岸	(株)NEXUS	望月 浩一	池田町4-4-1	854-5010	人材派遣業
南部地区会					
浦賀西	(株)共栄プランニング	山中 亮一	吉井2-8-6	801-8468	建築防水工事業
北下浦	* たかはし社会保険労務士事務所	高橋 潤一	長沢4-22-6	849-2327	社会保険労務士事務所
三浦地区会					
三崎第3	(株)小泉電気	小泉 隆	岬陽町18-8	882-0220	船舶電気工事

*は賛助会員です



※左右の絵には相違点が7か所あります。
見つかりますか？
(答えは10頁にあります。)

7つの間違い探し

広報の窓



例年、9月になると秋の季節を感じる日々がありますが、今年は秋分の日が過ぎても猛暑と豪雨が続き、夜には冷房空調を利かせて寝ていましたが、暑さによる浅い睡眠で疲れがたまっていたのでしょうか、带状疱疹になってしまいました。

朝起きると少し体がだるかったのと、後頭部がジーンと重い感触があり、数日すれば治ると思っていましたが症状が改善しなかったため病院で診てもらったところ、带状疱疹の初期症状がみられると言われ、驚いてしまいました。頭部に带状疱疹ができると、場合によっては眼球の表面にも発疹ができるそうです。すぐに処方箋を出してもらい薬を服用したため、大事に至らないで済みました。ホッとしました。

今年、夏休み中に久しぶりに同級生と楽しく食事する機会がありまして、ワイワイと楽しく近況報告をしていたところ、带状疱疹でとても痛い思いをした、と話していたことを思い出しました。「本当に辛いから、予防接種があるから、早めに受けたほうがいいよ」といわれていました。

その時はワクチン接種のことを調べて早く接種しようと思っていました。そんな中で、まさか、自分が掛るとは…。

带状疱疹の原因をしらべてみると、多くの人が子どもの頃に感染する水ぼうそうと同じ「水痘・带状疱疹ウイルス」が水ぼうそうが治った後も、体内に潜んでいて、加齢や疲労、ストレスなどによって免疫機能が低下するとそのウイルスが再び目覚め、带状疱疹として発症するそうです。季節の変わり目の際には、ご自愛ください。

広報委員会 副委員長 (株)三春商会 益子 陽一

地域別最低賃金が改定されました

神奈川県 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

1,162 円

前年比
50円 UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。



**「最低賃金制度」は、
働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）
を保障する制度のことです！**

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

■ 支給の要件

1

事業場内最低賃金の
引上げ

2

引上げ後の
賃金額の支払い

3

生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4

解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1

交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2

交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3

実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4

支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

横須賀労働基準監督署

〒238-0005 横須賀市新港町1番地8 横須賀地方合同庁舎5階 ☎046-823-0858

